

## 労働環境整備要綱

### (目 的)

第1条 社会福祉法人<sup>思賜財団</sup>済生会支部 愛媛県済生会 松山特別養護老人ホーム及び地域包括支援センター三津浜地区（以下 施設という）は、「労働基準法」、「男女雇用均等法」、「育児・介護休業法」、「パートタイム雇用均等法」「次世代育成支援推進法」等の労働環境に関する法令に従い、働きやすい労働環境を整えることができるようにすることを目的として、労働環境整備要綱を定める。

### (労働環境整備責任者)

第2条 施設は労働環境整備に関する責任を明確にするために労働環境整備責任者を置く。

労働環境整備責任者は、施設長とする。

労働環境整備責任者は、労働環境整備を推進するための措置を講じる。

### (労働環境相談担当者の配置及び労働環境相談窓口の設置)

第3条 施設は、職員等が労働環境に関する相談をしやすい環境を整えるため、労働環境相談者の配置及び労働環境相談窓口を設置する。

(1) 労働環境相談者は、事業別に定めるものとし、以下のとおりとする。

特別養護老人ホーム関係	主任介護員・生活相談員・介護支援専門員・主任看護師・事務主任
通所介護関係	生活相談員
訪問介護関係	主任訪問介護員
居宅介護支援関係	主任介護支援専門員
地域包括支援センター関係	主任介護支援専門員

(2) 労働環境相談の内容は以下のとおりとする。

妊娠や出産による休業・勤務時間（時間帯及び短縮）・休憩・症状に関すること。

育児による休業・勤務時間（時間帯及び短縮）に関すること。

介護による休業・勤務時間（時間帯及び短縮）に関すること。

職場の男女の均等な機会及び待遇に関すること。

職場のセクシャルハラスメント他、職場環境を乱す行為に関すること。

短時間労働者の待遇等に関すること。

(3) 労働環境相談者は、以下のことを行うものとする。

① 職員等からの相談や苦情を受け付け、その内容の確認をする。

② 職員等からの相談や苦情内容を聞き、別添様式(様式1)に記録する。

③ 職員等からの相談や苦情内容を事務長へ報告する。

(労働環境改善委員会の設置)

第4条 施設は、適切な労働環境の整備を行い、労働環境に関する諸問題の改善を図るために労働環境改善委員会を設置する。

(労働環境改善委員会の業務)

第5条 労働環境改善委員会は、次の事項を検討する。ただし、相談内容が軽妙なものであり、委員会召集の必要がない場合については、その都度、改善を行う。

(1) 労働環境の改善に関すること。

(2) 職場環境を乱すような行為が起これば検討する必要がある場合に、事実関係の確認、被害者に対する措置、プライバシー保護、再防止策に関すること。

(労働環境改善委員会の構成)

第6条 労働環境改善委員会の構成員は、施設長・事務長・労働環境相談者とする。

(労働環境改善委員会の開催)

第7条 労働環境改善委員会の開催は、施設長が必要に応じて召集する。

(職員等への説明及び啓発)

第8条 施設は、労働環境に関する苦情・相談等の体制を職員等へ周知し、啓発するものとする。

(相談者等への不利益取扱いの禁止)

第9条 施設は、相談者や事実関係協力者への不利益取扱いを行わない。

平成20年9月1日より施行する。